

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
上田市材木町1-2-6
長野県上小地方事務所総務課
電話 0268(25)7111
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年3月30日(火) 午前11時
イ 場所 長野県上田合同庁舎 302、303号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。

- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
長野県諏訪合同庁舎電話交換及び受付労働者派遣業務
- (2) 役務の特質
長野県諏訪合同庁舎の電話交換及び受付に関する業務従事者の派遣
- (3) 契約期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所
諏訪市上川1丁目1644の10
長野県諏訪合同庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業

条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644の10
長野県諏訪地方事務所総務課
電話 0266(57)2900

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月30日(火) 午後2時
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県長野合同庁舎電話交換及び受付労働者派遣業務

(2) 役務の特質

長野県長野合同庁舎の電話交換及び受付に関する業務従事者の派遣

(3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野地方事務所総務課
電話 026(234)9500(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月30日(火) 午前9時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 503号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

1 入札に付する事項

(1) 借入等をする物品等及び数量

電子複写機8台(附属機器及び消耗品を含みます。)

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 借入等の期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 納入場所

上田市材木町1-2-6

長野県上田合同庁舎(詳細は、入札説明書によります。)

(5) 入札方法

複写1回当たり及び用紙1枚当たり等の単価について行います(詳細は、入札説明書によります。)

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額

に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「販売」及び「その他」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、郵便料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所総務課

電話 0268(25)7111

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月30日 午後3時

イ 場所 上田市材木町1-2-6

長野県上田合同庁舎 302、303号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日(水)午後5時までに提出してください。この場合において開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

北佐久郡川西土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年3月18日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

理事

新任

氏名 住所

- 山田 益美 北佐久郡浅科村大字甲1386番地
山浦 清利 北佐久郡浅科村大字御馬寄565番地
小林 公 小諸市大字山浦1617番地
大沢 俊之 北佐久郡立科町大字茂田井1622番地2
荒井 洋 北佐久郡北御牧村大字八重原2647番地1

重任

氏名 住所

- 小川 義治 北佐久郡浅科村大字甲2160番地19
直井 太郎 北佐久郡北御牧村大字大日向676番地
六川 長三郎 北佐久郡立科町大字塩沢1175番地
遠山 達雄 北佐久郡立科町大字宇山878番地
中川 袈裟一 北佐久郡立科町大字芦田3384番地

退任

氏名 住所

- 市川 育英 北佐久郡浅科村大字甲36番地
町田 栄次郎 北佐久郡浅科村大字御馬寄63番地
望月 正樹 小諸市大字山浦2760番地
武重 史郎 北佐久郡立科町大字茂田井1581番地4
岩下 孝之 北佐久郡北御牧村大字八重原1303番地

監事

新任

氏名 住所

- 藤原 俊治 北佐久郡浅科村大字蓬田236番地
吉井 晃一 北佐久郡北御牧村大字御牧原866番地
山浦 昭和 小諸市大字山浦758番地
六川 昌幸 北佐久郡立科町大字塩沢1092番地
青木 稔 北佐久郡北御牧村大字八重原1082番地

退任

氏名 住所

- 小泉 信一 北佐久郡浅科村大字矢島422番地
矢花 功 北佐久郡望月町大字布施15番地28
小林 公 小諸市大字山浦1617番地
竹花 政彦 北佐久郡立科町大字山部1472番地
荻原 義一 北佐久郡北御牧村大字八重原878番地

土地改良課

公告

平成16年3月4日認可した木曾郡南木曾町による妻籠地区大高取換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年3月8日行った旨届出がありました。

平成16年3月18日

長野県木曾地方事務所長 小池 茂 見

農村整備課

公告

平成16年3月4日認可した木曾郡南木曾町による妻籠地区上在郷換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年3月8日行った旨届出がありました。

平成16年3月18日

長野県木曾地方事務所長 小池 茂 見

農村整備課

公告

平成16年3月4日認可した木曾郡南木曾町による妻籠地区押手換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年3月8日行った旨届出がありました。

平成16年3月18日

長野県木曾地方事務所長 小池 茂 見

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県飯田消費生活センター所長 久保田 篤

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県飯田消費生活センター庁舎清掃業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県飯田消費生活センター庁舎及び構内の清掃作業

- (3) 履行期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所
飯田市追手町2丁目641-47
長野県飯田消費生活センター庁舎及び構内
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
飯田市追手町2丁目641-47
飯田消費生活センター
電話 0265 (24) 8058
- 4 入札手続等
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年3月30日 午前10時
イ 場所 長野県飯田消費生活センター 談話室2
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月29日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
(2) 詳細は入札説明書によります。

生活文化課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成13年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成16年3月18日

長野県監査委員 石坂千穂
同 樽川通子
同 丸山勝司
同 東方久男
15土地第773号
平成16年（2004年）3月8日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成13年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成14年3月19日付けで包括外部監査人小林邦一氏から提出のあった、平成13年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

農業農村整備事業の財務事務の執行について

2 措置の内容

(1) 経済効果について

事項	監査結果(要旨)	措置の内容
ア 事後検証の必要性	土地改良事業における効果測定は、土地改良法に基づく事前評価に留まっているため、事業計画が経済的基本要因を満足するように経済効果を過大に評価するという危険性がある。この危険性を回避するためには、事業の実績評価(事後評価)を実行し、事業計画策定の関係者にその結果をフィードバックする必要がある。これにより、営農計画をはじめとする事業計画は実行可能性をより重視したものとなり、経済効果の過大評価もコントロールされるはずである。	平成15年度、農林水産省の「農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領」に基づき、県営事業7地区を対象にして事後評価を行った。 この評価結果は、国における事業評価手法等の改善(事前評価手法、事業効果の定量化等の検討)や、今後行う国庫補助事業の計画・実施に反映される。 県では、国の手法を参考にしながら県独自の視点も加えて、平成16年度から事後評価を行い、今後の適切な事業推進に活かしていく。

(2) 計画変更について

事項	監査結果(要旨)	措置の内容
ア 事業期間の長期化による投資環境の変化	当初、計画した事業期間内に完了せず、長期化したことにより受益面積の変更や物価変動による事業費の高騰などの影響が生じている。 適切な予算付けが行われないと、投資効果の発現が遅れることになるので、計画事業期間内に完了するよう努めるべきである。	県・市町村・地域の役割分担を明確にして、緊急性、投資効果等を十分検討の上、整備を進めることとしており、計画事業期間内に完了できるよう、新規地区は厳選するとともに、継続地区に予算を重点配分している。

(3) 入札契約について

事項	監査結果(要旨)	措置の内容
ア 随意契約について	業務内容の特殊性等から随意契約として発注してきたものであっても、民間コンサルの受注意欲や履行可能性及び履行の確実性等について常に注視し、競争入札の導入可能性について検討する必要がある。 民間コンサルの参入を促すことにより、長期的な視点から、競争による技術力の向上等のメリットをもたらす可能性がある。	随意契約による場合は、有資格者の配置状況を勘案し、民間コンサルへの委託が不可能である換地業務に限定した。 今後、有資格者の配置により、民間コンサルへの委託が可能と判断されるときは、競争入札へ移行する。

(4) 個別事業について

事業名・地区名	事項	監査結果(要旨)	措置の内容
畑地帯総合整備事業 小諸御牧原地区	ア 事業申請・採択手続	事業を円滑に進めるためには、受益者のみならず、地域住民に情報提供を行い認識してもらうことが必要である。	地域住民への情報提供については、平成13年4月以降、合計23回の説明会を実施してきており、事業の必要性に対する理解が得られている。 今後も随時情報提供や説明会を行い、工事の安全性に対する不安解消に努めていく。
	イ 経済効果(作物生産効果の算定根拠資料について)	転作計画策定時と現在の営農状況を比べると、転作の実行可能性が低いのではないかと。最近の作付け動向や受益者の希望を裏付け、転作の実行可能性の検討や検証を行うべきである。	五郎兵衛米を中心に、地域の気候や土壌条件を生かした馬鈴薯、イチゴのほか、区画整理工事の進捗にあわせ一部で植付けが始まったリンゴ栽培など、農家の希望に即した営農計画の定着化を図りながら検証していく。
	ウ 経済効果(水稲についての営農経費節減効果の算定について)	水田の農作業において、刈り取りをコンバインで計画しているが、現場はバインダーとハゼ掛けを行っており、大型機械の導入の実現性に疑問があり、地域の実情を反映させた経済効果を算定すべきである。	平成15年度は、大部分のほ場においてコンバインによる収穫が行われており、地域の作業体系の大型機械化が進んできた。 このため、大型機械の導入を計画した当初の計画は所要の水準に達している。
県営中山間総合整備事業 観音峯地区	ア 経済効果	事業計画時にカーネーションの作付増加を計画したが、作付がされていない。経済効果算定にあたっては、受益者の意向、土地条件等を考慮した作付計画の決定と営農指導などのソフト事業との連携が望ましい。	活性化センター内に2名の営農相談員を常駐させ、受益者の意向を踏まえた営農指導により、付加価値の高い作物導入を図った。特に、医薬品メーカーとの契約により、平成14年度から栽培しているしゃくやくをはじめ、平成15年度は新たにタマネギの有機栽培3ヘクタールに取り組んでいる。 こうした取組に基づき、事業効果を算定すれば、所要の水準に達している。

	イ 活性化施設等	活性化施設等の実施設計において利用目的、計画が地域住民に理解されていたのか不明確である。活性化施設の建設目的を達成できるよう、活用方法の検討を行い効果の測定をすべきである。	平成14年度に「観音峯加工研究会」を設立し、加工品目の研究、製品化及び出荷計画の再検討を行っており、地場産の馬鈴薯を使用したコロケ等の加工品の販売額は、平成14年度に比べ約9倍に伸びた。一方、多目的ホール等の利用についても地域のサークル活動をはじめとする住民同士の交流やそば打ち体験などの利用が活発となり、当初計画を上回る利用人数となっている。
畑地帯総合整備事業 塩田地区 県営かんがい排水事業 塩田平地区	ア 経済効果	当初予定していた経済効果の高いきゅうり、レタス、トルコキキョウへの転換が進んでおらず、大豆、小麦への転作が進んでいた。最近の作付け動向や受益者の希望に裏付けられた転作計画とする。	上田市では、市農業委員会から地域農業の振興を目的とした建議書が提出されるなか、農業支援センターや営農活性化委員会による支援施策を充実させ、女性農業者の育成を目指した地域農業講座等を開設した。また、市バイオセンターでは高品質苗の生産に取り組んだ結果、花き栽培が徐々に伸びているなど、地域に根ざした作付け計画と定着化を図っている。
県営ほ場整備事業 東部中央地区	ア 経済効果	転作計画の作成においては、最近の作物動向、受益者の希望等を裏付ける根拠資料の作成が望まれる。	本地区は、「東部町農業農村支援センター」を中心に、農家の意向を踏まえた農地利用計画が進められている。水田転作は、「湯楽里館」、「道の駅」での販売を踏まえ、消費者ニーズに沿った作付けが進んでおり、平成15年度はアスパラガスなどの野菜やブドウなどの果樹の面積が増加した。これらの取組みを踏まえて、事業効果を算定すれば、所要の水準に達している。
広域営農団地農道整備事業 千曲川左岸2期地区	ア 経済効果	計画変更の場合の効果算定において、現行の投資効率算定方法をそのまま適用すると、算定数値に影響を与えてしまうので、当初の耐用年数を用いるなど、新規採択時の基準として総合耐用年数を算定することも必要である。	計画変更時における経済効果算定は、国の統一的な計算方式で行っており、算定手法の見直しを国へ要望している。
農村活性化住環境整備事業 上和田地区	ア 経済効果	現地視察では、現状は水田のままですら、花きへの転換は進んでいない。計画の妥当性に問題がある。転作計画の作成においては、最近の作物動向、受益者の希望等を裏付ける根拠資料の作成が望まれる。	平成15年度の転作面積は8.3ヘクタールであるが、「和田村推進委員会」で地域目標の整理と重要度評価を進めてきた結果、前年度より1.1ヘクタール増加した。今後も受益者の意向を踏まえた営農方針を策定し、事業効果を検証していく。
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 葛島地区	ア 経済効果	計画変更に際して、新たに採用した「ぶなしめじ」の生産目標達成は可能性が低い。受益者の年齢や作付希望、生産技術等を加味した達成可能な生産計画の作成が必要である。	計画変更の効果算定に用いた「ぶなしめじ」の生産量は、平成9年の中川村の実績値を踏まえたもので、実現可能な数値である。平成10年以降も毎年1,100トン前後を生産しており、計画輸送量を上回っている。
県営中山間総合整備事業 阿南泰阜地区	ア 経済効果	経済効果の算定において、設計速度や農産物の車両別輸送割合等の計算基礎数値について、客観的な判断基準による統一的な計算方式の仕組みづくりが必要である。	経済効果算定当たっては、客観的な判断基準で行っており、基準の範囲内で地域の実情を反映し、農業農村の多面的機能など新たな指標も取り入れながら効果算定を行っている。
県営土地改良総合整備事業 下市田河原地区	ア 経済効果	経済効果の算定に当たっては、受益者の意向や土地条件などを考慮して作付面積や作物を決定することが必要であり、営農指導などのソフト事業とも連携することが望ましい。	町、JA、普及センター等で構成する「高森町生産調整推進協議会」で、作付計画や販売計画、生産技術等についての営農指導を進めてきており、平成15年度は転作面積が2ヘクタール増加した。これらの取組等を踏まえて事業効果を算定すれば、所要の水準に達している。
県営中山間総合整備事業 田立地区	ア 経済効果	トルコキキョウの作付増を計画したが、実際は作付されていない。作付計画は、現況や受益対象農家の希望等を考慮して行うことが必要である。また、整備後の営農指導などソフト面での支援と合わせたかたちで生産基盤の整備を行うことにより、農業・農村の活性化が期待できる。	平成14年度から、町、JA、普及センター等で構成する「水田農業推進協議会」を中心に営農指導の取組を進めてきた結果、平成15年には前年より、トルコキキョウなどの花きや、白菜、大根などの野菜の作付けが進み、前年に比べ転作面積が約6ヘクタール増加した。これらの作付実績を踏まえて事業効果を算定すれば、所要の水準に達している。
農村総合整備事業 日義地区	ア 経済効果	水稲から白菜への転換が不十分なため、経済効果が過大となっている。	日義村営農支援センターと連携した新たな営農推進計画を検討した結果、道の駅での直売用とする玉葱1.7ヘクタールを水田裏作として選定したところであり、これに基づいて事業効果を算定すると、所要の水準に達する見通しである。

県営中山間整備事業 筑北地区	ア 経済効果	作付計画の実行可能性を検討した資料は保管すべきである。高付加価値農産物の生産への転換には、担い手の状況を調査検討した資料に基づく転換作物を選定し、効果算定を行う必要がある。	検討資料は事業完了まで保管し、事後評価に反映させる。 平成14年度に行った調査結果に基づき、大豆、白菜及びそば等実効性のある作付計画に見直しを行った。また、営農指導センターの営農指導等により平成15年は転作面積が増加した。この作付実績を踏まえて投資効果を算定すれば、所要の水準に達している。
	イ 活性化施設等	農産物加工体験や地域特産物の加工開発を行うといった活性化施設の建設目的を十分達成出来るよう、施設の活用方法の検討や効果の測定をすべきである。 直売や自社製品のブランド化、新製品の開発研究も行っていくことが重要である。	「麻績村づくり会議」(平成14年4月設立)のワークショップでの検討結果を踏まえ、平成15年度は、改良品(1品目)及び新製品(2品目)を開発し、加工品目数を計17品目に増やした。さらに、マコモタケ漬物をはじめとする4品目の試作品を研究・開発中である。また、漬物の製造販売免許を新たに取得し、村内の農家へ白瓜栽培を委託し、瓜の粕漬の製造・販売を開始した。 なお、施設利用人数は、昨年に引き続き計画目標値を上回っている。
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 姫川北部地区	ア 経済効果	現況作付作物による投資効率は極めて低い。経済効果算定には、地元の人々の作付けの希望を反映させ、交通量に関しても事業進捗を加味した実現性の高い計画とすべきである。	平成18年度完了に向けた重点的な取組を行うこととしており、本農道及び周辺のほ場整備の完了後には、地域内交通の円滑化が図られ、作物生産効果及び走行費削減効果が発現し、所要の効果が見込まれる。
	イ 計画変更	事業の長期化に伴い、土地価格の高騰が原因で事業費が増大した。事業を計画期間内に確実に実行する必要がある。また、分割された地区が、単独の事業としても、早期の投資効果が得られるよう配慮すべきである。	早期の効果が得られるよう予算を傾注投資し、平成18年度には事業完了するように取組んでいる。
県営中山間総合整備事業 新町大岡地区	ア 活性化施設建設工事	地域の特性や施設を広く県民に周知してもらえるような広報活動やイベントなどの企画が重要。施設の建設目的である地区外の住民とどのような交流事業を行っていくことが地域の活性化に結びつくか、施設だけでなくソフト面の対策も事業計画段階から平行して検討する必要がある。	平成15年度は、中山間地域の活性化を図り、都市住民と地域住民の交流を促進するための一環として「中山間農業活性化フォーラム」を開催するとともに、昨年に引き続き「ろうかく梅園花祭り写真コンテスト」、「健康づくりウォーク大会」などを開催した。今後は、以前から町でセミナーを行っている日本工業デザイナー協会を交え、町の特産品販売促進に向けた検討会や、そば打ち・おやきづくり体験実習など新たな取組を積極的に進めている。
畑地帯総合整備事業 上今井地区	ア 経済効果	きゅうり、野沢菜、花きへの転換を計画しているが、計画どおりの作付転換が行われていない。十分な調査に基づき、転換計画を策定し、経済効果算定に着手する手順が必要である。	施設園芸作物の代替として新たに導入した桃、巨峰、プラムは、平成15年度に作付面積が増加し、さらにサクランボの導入も始まった。 これらの状況を踏まえ事業効果を算定すると、所要の水準に達しており、今後ともこれらの作物の定着に取り組んでいく。
農村総合整備事業 西部地区	ア 経済効果	計画どおりの作付転換が行われていない。 また荷傷み防止効果についても、転換を前提とした算定が必要である。	農協を含む村農業技術者連絡協議会において、新たな営農計画を検討した結果、転作作物としてリンドウを推薦し0.5ヘクタールの転作を進めている。また、村の特産物である野沢菜やズッキーニへの転換を進め、新たにブルーベリーの栽培も始まっている。こうした取組に基づく事業効果は、所要の水準に達しており、引き続き付加価値の高い作付けの定着に努めていく。

監査委員事務局

正 誤

平成16年1月29日付け長野県告示第38号「保安林の指定
施業要件の変更」中

ページ	行	誤	正
2	左29	主伐に係る立木	立木